土門一喝



土門 剛 どもん　たけし

【プロフィール】
1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

民主党「戸別所得補償制度」は選挙民を釣る毛針のようなもの

所得補償なのに、実はコスト補てん

自民党か民主党か――政権選択を問う選挙戦がいよいよスタート。選挙結果次第で農業政策も一変する。民主党が勝てば、あの公約が動き出すのだ。1兆5000億円規模の「戸別所得補償制度」。世間ではバラマキ農政の極致と悪評サクサクだが。

民主党はこの「戸別所得補償制度」を1年前倒しの「11（編集部註・平成23）年度から」実施すると、7月23日付け朝日新聞が伝えた。零細農温存の究極のバラマキ農政か、日本農業再建に役立つものか、筆者なりに分析を加えてみたい。まずは制度のイロハから。なお今総選挙向けマニフェストは、解散日（7月22日）時点では公表されていないので、次の2点の資料を参考にする。

一つは、昨年12月、民主党「次の内閣」閣議で決定した、民主党農林水産政策大綱「農山漁村6次産業化ビジョン」。略称、6次産業化ビジョン。俗に言う選挙用ビラだ。もう一つは、今年1月に衆議院に提出した「農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案」。「農山漁村再生法案」と略しておこう。6次産業化ビジョンを本気で取り組む、そんなメッセージを送るために出した法案だが、解散で廃案に。

この「6次産業化」を一時は農水官僚も熱病のように冒されて目玉政策に据えたこともあった。その時、広告塔のように使ったのが、山口県のS氏。別名、「補助金キング」という声も。農水省は6次産業化実現のため、そのS氏に補助金を湯水のように垂れ流したが、今や「借金の海」で沈没寸前に。唯一の成功例があるとすれば、中山間地の高齢・零細規模農相手の直売所ぐらいか。

気になるのは、大規模農業への民主党のスタンスである。筒井信隆ネクスト農林水産大臣（新潟6区）は、一昨年9月、民主党「次の内閣」INN新潟でこう発言。

「政府が進める品目横断的経営安定対策は大規模農家だけを対象にしたもので、『4町歩以下の農家は農業をやめろというものだ』と指摘。対する民主党の戸別所得補償は農作物を販売している農家はすべて対象だと説明するとともに、大規模農家だけで地域はもっているわけでない。小規模農家も含めて農村は成り立っている」（民主党ホームページより）

大規模農業に対し敵意のようなものがうかがえる。これが民主党農業政策の基本のように思えてならない。

その一方で零細農温存に対する熱意は執念のようなものがある。一昨年、昨年と農業者戸別所得補償法案を国会に提出、いずれも否決・廃案になっている。政権交代にリーチがかかった、この6月に提出したのが、先の農山漁村再生法案。前者と違うのは、農業だけでなく、林業や漁業にも所得補償の対象としたことである。従って所要の予算額も1兆5000億円に膨らんだ。

民主党「農家戸別所得補償」。所得補償と呼べる代物ではないというのが、筆者の見解。厳しく批判すれば、

羊頭狗肉。あるいは有権者を引っかける毛針か。何はともあれ、農山漁村再生法案から概要を紹介しておこう。まず戸別所得補償のポイント。

「生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対し、その所得を補償するため、生産に要する費用と販売価格との差額を基本として算定される交付金を交付する」（17条）

一般に所得補償と呼べば、誰しも家計所得を補てんしてくれると思うのではないか。羊頭狗肉と評したのは、この点、単なるコスト補てんでしかないとみたからだ。

国会審議でも同じような疑問が出ていた。平成19年11月8日の参議院農水委員会での牧野京夫議員（自民）の質問だ。この法案は、参議院で多数を占める民主党が議員立法の形態をとったため、自民党議員が野党役で法案提出者の民主党を追及することになった。

「販売額が生産額を下回った場合、それをその差額として支払うというふうに書いてありますけれども、これは販売額が生産費を下回った場合というのはこれは利益じゃなくて、要は言葉で言うと利益が出ない、ちょうどゼロのところに持っていくことになりますよね。ですので、私は所得という言葉じゃなくて、というのは適当な言葉じゃなくて、収入ならまだ分かりますけれども、所得の補償という言葉はちょっとこの法案の中身とは当てはまらないんじゃないか（後略）」

笑ってしまうのは、これに対する民主党の回答。答弁は平野達男議員。

「農家が直接米を売ったときにどれだけ、一俵当たりどれだけのお金が入るかということなんですが、このデータを何ぼ探しても出てこない。これは不思議なんですね（中略）農家に聞いても、大きめの農家は別かもしれませんが、いわゆる高齢者の方々に話聞くと、一俵どれだけ、米売るとどれだけ手元に入りますか、前渡金は一万一千円だったな、あと精算されているんだけど、どうなっているのかな、分からないと言うんです。それは農協に通帳を預けているから行き先が分からないんですよ。こういう事態があるというのは事実なんです。だから、そういうことに対して、じゃそういうデータをしっかり把握、いかにして把握するか。米ですらこういう状況だから、多分いろいろ問題があると思います」

平野議員は正直だ。コスト意識のない零細規模農も販売農家であれば、所得補償の対象になると、シドロモドロの答弁で認めているのである。先祖伝来と称する農地を守るため、あるいは生きがいを得るためにコメ作りをしている零細規模農にまで税金で所得補償すれば、非農家の有権者がカンカンに怒るのは目に見えている。

これに対する牧野議員は、突っ込み不足。相手がせっかく論理破たんしたような答弁をしているのに、十分にやりこめていないからだ。その理由、読者諸兄は何だと思われるだろうか。それ以上追及すれば、自民党は零細規模農に対し冷淡との印象を与えてやぶ蛇になるからだ。言葉足らずと思ったのか、平野議員は「所得補償」の意味をこう補足説明している。

「私ども所得という言葉を使ったのは、労賃も物財費も含めて投入したことに対して市場価格がどういう値段で形成されるかということから考えて、本来であればその労賃と、少なくとも労賃と物財費は賄われるような値段で価格が形成されることが望ましいんだろうと思います。そして、その労賃と物財費の部分が本来でいうところの受け取る額の総売上げといいますか、所得といいますか、そういう形で、言葉でとらえて、その差額が出た場合に本来受け取るべき収入が、収入と正におっしゃいましたけれども、収入の部分が不足していると、そこの部分を補てんするということです。

そして、厳密な意味で所得だとかそういう概念でとらえますと、いわゆる所得という概念とは違うという御指摘は多分出てくるかと思います。しかし、今私どもが言っているのは、本来受け取るべき販売総収入、販売額に対して不足が起こっている、そこの部分を補てんすることによって結局はやっぱり所得を補償することになるんだという考え方でこの法律の名称を考えている（後略）」

所得補償という名称が誤解を与えると認めても、なお問題が残る。所得補償が及ぶ範囲を、「労賃と物財費」と指摘してきた点である。物財費はともかく、農地保全や生きがいを目的にする零細規模農の労賃をどうカウントするのか。この点についての説明が何もない。牧野議員が厳しく追及すべきはこの点だった。

ちなみ農山漁村再生法案は「農家戸別所得補償」の対象について何も触れていない。それに触れたのは6次産業化ビジョン。「意欲のある販売農業者を対象」との記述がある。

販売農業者が、販売農家と同義と思っていたら、まるで違う意味だ。販売農家は、農水省の定義で、「経営耕地面積30アール以上または農産物販売金額が年間 50万円以上の農家」。販売農業者はそれより零細規

模で、「経営規模は原則として10アール以上、かつ、これに満たない場合であっても、市町村長が販売していると認めれば、販売農家として認めていいという考え方で進めている」（平野議員の答弁）。

「10アール以上」とは、農家の定義としての農地面積である。民主党「戸別所得補償」は、対象となる作物のすべての零細規模農も、補償の対象にするということである。平野議員は、「全農家戸数の約6割、果樹、野菜等の面積を除いた面積が対象になり得ると想定すると、約6割の農地面積が候補となる。対象が農家戸数の3割、耕地面積の5割の品目横断的経営安定対策よりも対象範囲は拡大する」（国会答弁）と豪語する。

怪しい財源確保

民主党「農家戸別所得補償」。財源確保が最大のアキレス腱。品目横断的経営安定対策のような所得補償めいた施策の予算を振り替えや、農水省予算全体にチェックをかえて組み替え等で捻出するというのが民主党の方針。

財源批判に昨年10月1日衆議院本会議で、当時の小沢一郎代表は「行政のムダを省いて財源確保」と、こう大見得を切った。

「民主党は、国の直轄事業の節減、国家公務員人件費の二割削減、天下り禁止と入札改革による随意契約と談合の廃止による政府調達予算の節減、ひもつき補助金の一括交付金への振り替え、特別会計の余剰金の活用、政府資産の計画的売却、租税特別措置の抜本整理などにより、政権初年度、二年目、三年目、そして四年目までに順次、政策の実施にあわせて予算の総組み替えを行ってまいります」

ちなみに農山漁村再生に必要な財源は、トータル1兆5000億円。農業（畜産を除く）1兆円、畜産・酪農2000億円、林業1000億円、漁業1000億円、その他1000億円の内訳だ。

まず予算の振り替え。現行予算で農業関係の所得補償めいたものを振り替えても約4000億円程度しかない。内訳は、品目横断的経営安定対策2306億円、産地確保交付金1466億円、農地・水・環境保全向上対策277億円。1兆円には遠く及ばない。

それを予算の組み替えで捻出する。21年度農水省予算は2兆5605億円。民主党が目くじら立てる土木関連の「公共事業費」は9952億円。ピーク時（平成9年当時）のほぼ半減だ。その年は景気対策で予算が膨らんでいた。人件費は約2000億円。もろもろの無駄な経費を削っても、1兆5000億円規模の財源調達は厳しい。

政権にリーチがかかるにつれ、財源問題はトーンダウンを見せてくる。先の参院農水委員会で牧野議員は財源批判論をこうぶっている。

「対策費用一兆円についてお伺いしたいと思いますけれども。これまでの説明、答弁の中では、平野議員は一兆円というのは宣言であり、枠であるというふうにおっしゃっておりますけれども（中略）そもそもその対策費用がしっかり積算できていないのに法案の中にこういう具体的な額を入れるということは、法律を作る、法案としては異例ではないかと思いますが、いかがでしょう」

これに対する平野議員の答弁。さすが生真面目なキャラだけに本音をチラリとのぞかせた。

「今回の場合は実施法でありまして、普通の、例えば品目横断にしても先般の政府の担い手法案にしても、これは予算関連法案ですから予算とセットで多分法律も出されたと思います。（中略）今回の場合も、米の交付水準をどのようにするか、あるいは麦、大豆、そもそも最終作物をどこまで限定するか、そういったことについてはこれから法案が通った段階でぎっちり詰めていくという課題として、とりあえず先送りされております。じゃ、しからば一兆というのは何かということなんですけれども、私が宣言として申し上げたのは、直接支払として農家に直接行くような、しかも、本来受け取るべき収入が受け取れていない農家に対して、どれだけの直接支払の額を確保すべきかということで一兆円だというふうに言っているわけです。（中略）過去十年間ぐらいで生産農業所得、農家の収入は一・八兆円ぐらい落ちております。そういったことも視野に置きながら、一兆というその枠組みを設定して、そしてこのお金を大事に使いながら、米農家、あるいは自給率上げるために畑作農家の生産意欲を刺激しながら、農業の維持と農村の維持を支える大きなツールにしたいというふうに思っていると、そういうことです」

平野議員の答弁。鎧の下からチラッと見えるのは、有権者を毛針で釣るための選挙プロパガンダのようなものだから、真面目に受け取りなさんな、あるいは真面目に受け取られると、こちらが迷惑を受けますよ、そう打ち明けているに等しい。